

▼平成26年度（平成25年分）住民税・国民健康保険税申告相談日程

※受付時間内に受付簿に記載してください

日時	行政区	所得の種類
2月17日⑨	平原、清源寺、上沖洲、腹赤、腹赤新町	年金所得のみ
18日⑩		
19日⑪		
20日⑫		
21日⑬		
24日⑭	折地、赤崎、高田、鷺巣、立野、向野、宮崎、赤田、葛輪、永方、塩屋、向野北、古城	全所得のみ
25日⑮		
26日⑯		
27日⑰		
28日⑱		
3月3日⑲	出町、新町、西新町、宮ノ町、松原、新山、宝町、磯町、上町、中町、下本、今町	全所得のみ
4日⑳		
5日㉑		
6日㉒		
7日㉓		
10日㉔	下東、西荒神、東荒神、大明神、建浜、駅通、梅田	全所得のみ
11日㉕		
12日㉖		
13日㉗		
14日㉘		
17日㉙		

※事業所得（営業所得、農業所得、不動産所得など）がある人は、年金所得のみには該当しませんので、全所得の申告日をご利用ください。
 ※土・日・祝日などの受け付けと相談は、行っていませんのでご注意ください。

平成26年度（平成25年分）住民税・国民健康保険税申告相談

もう準備はお済みですか？

申告相談

2月17日⑨

スタート

■相談受付時間 午前9時～11時
午後1時～3時30分

■場 所 町中央公民館

☎税務課 課税係 (☎78-3123)



申告の必要がない人

- ①年金収入のみで、
・65歳未満の人で年金収入金額が98万円以下の人
・65歳以上の人で年金収入金額が148万円以下の人
- ②給与収入のみで年末調整が済んでいる人で、他に収入がない人
- ③確定申告書を玉名税務署に提出する人

非課税所得(雇用保険の失業などの給付、遺族年金、障害年金など)のみの人および無収入の人の申告

該当する人は、待ち時間なしで申告できます。受け付けでお申し出ください。

1月から記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大されました

1月から記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大され、事業所得、不動産所得または山林所得が生じる全ての人（所得税の申告が必要ない人も含む）が、売り上げなどの収入額、仕入れ経費に関する金額などを帳簿に記載し、その帳簿や取引に係る請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

なお、制度の詳細については、国税庁ホームページの「個人で事業を行っている方の記載・記録の保存について」をご覧ください。

申告に必要な書類

- ①印鑑（通帳印が必要な場合もあります）
- ②障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など
- ③源泉徴収票（給与所得者および公的年金受給者）
- ④事業所得（営業・農業、その他事業所得者）などの収支計算をしてある内訳書
- ⑤控除証明書・国民年金保険料控除証明書や社会保険料の支払金額が分かるもの(生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、損害保険料・火災（地震）保険料など)
- ⑥その他
医療費控除を受ける場合には、医療費などの領収書または証明書（介護保険についても同じ）、医療費の明細書（税務課・税務署常備）、保険金などで補てんされた金額が分かるものを持参してください。
※申告を受ける前には必ず医療費の計算もしておいてください。

スムーズな申告をするために必要なこと

毎年、申告会場の混雑で皆さんに大変ご迷惑をおかけしています。会場の混雑を避けるためにも、以下のことを行ってください。

- (1)必要な書類を事前に作成する
医療費控除や収支内訳書、株や土地の譲渡、住宅借入金特別控除などの書類は事前に作成しご準備ください。
- (2)書類を整理しておく
申告を受ける場合には、必要に応じて書類の確認をすることもあります。書類は全て整理し持参するようにしてください。